

今後の作業について(案)

1. これまでの経緯

第19回自動車単体騒音専門委員会(2017年4月25日)にて示した第四次報告の主な検討事項及びとりまとめ時期は以下のとおり。

【検討事項】

- 二輪車走行騒音規制の見直し
- マフラー性能等確認制度の見直し
- 使用過程車等に対するタイヤ騒音許容限度目標値の適用時期

【とりまとめ時期】

2020年度当初

なお、四輪車走行騒音規制の見直しについては、第四次報告のとりまとめ後、調査・検討を開始することとしていた。

2. その後の状況の変化

- 四輪車走行騒音規制の見直しについては、「Regulation (EU) No 540/2014」において、欧州委員会が2021年7月1日までに次期規制値に関する調査を実施し、公表するものとされている。その後、国連において次期規制値(現行の国際基準(UN R51)では2024年に適用されることとされている。)の議論が開始されることが考えられる。
- 二輪車走行騒音規制の見直しについては、欧州委員会が当初の計画を変更し、次期規制値に関する追加の調査を実施することとしたため、国連での検討スケジュールも後ろ倒しになり、我が国における検討スケジュールも見直すことが必要となった。

3. 今後の作業

- 四輪車走行騒音規制の見直し
次期規制値に関する今後の国際的な議論に向けて、関係団体へのヒアリング等を行い、情報を収集する。
- 二輪車走行騒音規制の見直し
見直しの際には、国連を含む国際的な動向を踏まえることが重要であるため、欧州の検討状況について情報収集を行いつつ、関係団体へ実施したヒアリングデータ等について、情報の更新を進める。
- マフラー性能等確認制度の見直し
これまでに実施してきた調査結果を踏まえ、影響等の把握・評価を進め、必要に応じたマフラー性能等確認制度の見直しの検討に繋げる。

また、国際基準の試験法で性能等確認試験を行う場合には、現状では試験路面の確保及び試験工数に課題があることから、マフラー製作者を含む関係者の状況等を見つつ、国土交通省とも連携して引き続き検討を進める。

- 使用過程車等に対するタイヤ騒音許容限度目標値の適用時期

使用過程車等に対するタイヤ騒音規制の適用にあたっては、R117-02 適合タイヤの代替の進捗状況や更正タイヤの存在を踏まえた検討が必要である。

そのため、まずは、R117-02 適合タイヤの市場への早期導入や代替を促す方策及びタイヤ騒音の情報を公開するタイヤ騒音ラベリングの方策を優先的に進めるとともに、更生タイヤの実態把握も引き続き進めたい。

具体的な取組については、引き続き、タイヤ業界と検討を進める。